



# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 【改訂版】

令和5年3月

沖永良部衛生管理組合





# 目 次

<b>第1章 基本的事項 .....</b>	<b>1</b>
1－1 計画策定の趣旨 .....	1
1－2 計画の位置づけ .....	3
1－3 計画の構成 .....	4
1－4 計画期間と目標年度 .....	6
1－5 ごみ処理広域化における取り組みの現状.....	8
<b>第2章 本圏域の概況.....</b>	<b>9</b>
2－1 地勢 .....	9
2－2 気象 .....	12
2－3 人口・世帯数 .....	16
2－4 産業 .....	25
2－5 将来計画の整理 .....	31
<b>第3章 ごみ処理の現況 .....</b>	<b>36</b>
3－1 ごみ処理の概況 .....	36
3－2 ごみ排出量 .....	46
3－3 ごみ質の性状 .....	62
3－4 ごみの減量化及び資源化の現状.....	67
3－5 中間処理 .....	69
3－6 現行計画の総括 .....	85
<b>第4章 ごみ処理事業における課題.....</b>	<b>93</b>
4－1 ごみ処理事業における課題の抽出.....	93
4－2 ごみ処理事業における課題.....	94
<b>第5章 ごみ処理行政の動向 .....</b>	<b>98</b>
5－1 国のごみ処理行政の動向 .....	98
5－2 鹿児島県のごみ処理行政の動向.....	105
<b>第6章 ごみ処理基本計画.....</b>	<b>106</b>
6－1 基本方針 .....	106
6－2 人口予測 .....	108
6－3 排出量及び処理・処分量の予測.....	111
6－4 本計画の減量化・資源化目標 .....	117
6－5 ごみ処分手数料の改定 .....	121
6－6 目標達成時のごみ排出量及び処理・処分量 .....	131
6－7 排出抑制及び資源化向上に向けた方策.....	139
6－8 分別収集及び再生利用の促進.....	143
6－9 処理方法及び処理主体 .....	148



## 第1章 基本的事項

### 1－1 計画策定の趣旨

産業革命以降、技術革新と経済発展によって、私たちの暮らしはより豊かになりました。しかしその一方で、私たちは大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を形成し、有限な資源の枯渇、海洋プラスチック問題及び地球温暖化など、人類の生存基盤に深く関わる地球規模での環境問題を引き起こしています。そのため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、環境への負担を考慮した「循環型社会」へと転換していくことが求められています。

このような状況の中で、平成27年9月に国連サミットにおいてSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」、次いで平成27年12月に第21回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。

国においては平成30年4月「第五次環境基本計画」を閣議決定し、その中で地域の活力を最大限に發揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあう取り組みを推進しており、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、持続可能な社会づくりと総合的な取り組みに関する将来像を定めています。また、近年増加する大規模災害による災害廃棄物の処理や、新型コロナウイルスによって起こりうる問題及び「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年10月）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年4月）が施行されたことにより、資源循環を一層促進する重要性が高まっており、ごみ減量施策などの質も求められるため積極的に取り組む必要があります。

鹿児島県においては「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指し、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「鹿児島県環境基本計画（令和3年3月）」を策定し、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出抑制、処理体制の整備及び適正処理の推進を目的とし、「鹿児島県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）」が策定されています。

一方、沖永良部衛生管理組合（以下、「本組合」という。）を構成する和泊町及び知名町（以下、「本圏域」という。）では循環型社会の構築に向けた取り組みを進めており、令和2年3月に第6次和泊町総合振興計画、第6次知名町総合振興計画をそれぞれ策定しています。和泊町は令和11年度を、知名町は令和8年度を目標年度として各町ともに課題や目標を明確化した上で、ごみの発生抑制、減量化及び資源化を図るための各種施策を実施しています。

本組合では平成30年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、ごみの発生抑制、減量化及び資源化を図り、循環型社会の形成に努めており、ごみ処理システムの低炭素・脱炭素化も視野に入れてごみ問題に取り組んでいます。

本年度は現行計画策定より4年が経過した中間目標となる見直し年度であり、廃棄物処理を巡る今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生見込み、地域の開発計画及び町民の要望などを踏まえ長期的視野に立ち、沖永良部クリーンセンターの施設状況、処理体制の整備及び

財源確保等について十分検討した上で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、現行計画の施策及び目標達成状況の評価を行い、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【改訂版】」（以下、「本計画」という。）を策定します。

### 本計画と SDGs の関連性 ※SDGs（17 のゴール、169 のターゲットで構成）

SDGs とは Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成 27 年（2015 年）9 月に開催された国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年（令和 12 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGs は、全ての国々、人々を対象としており、持続可能な社会を実現するために達成すべき 17 のゴール・169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的（ユニバーサル）なもので、17 のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、全ての人々が SDGs を理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。一見、環境との関わりが浅いゴールもありますが、全てが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで持続可能な社会を目指すものです。

本計画は SDGs の理念を念頭に、更なるごみ減量と持続可能な循環型社会及び低炭素・脱炭素社会の創造を目指し、SDGs が掲げる持続可能な社会の実現に貢献します。



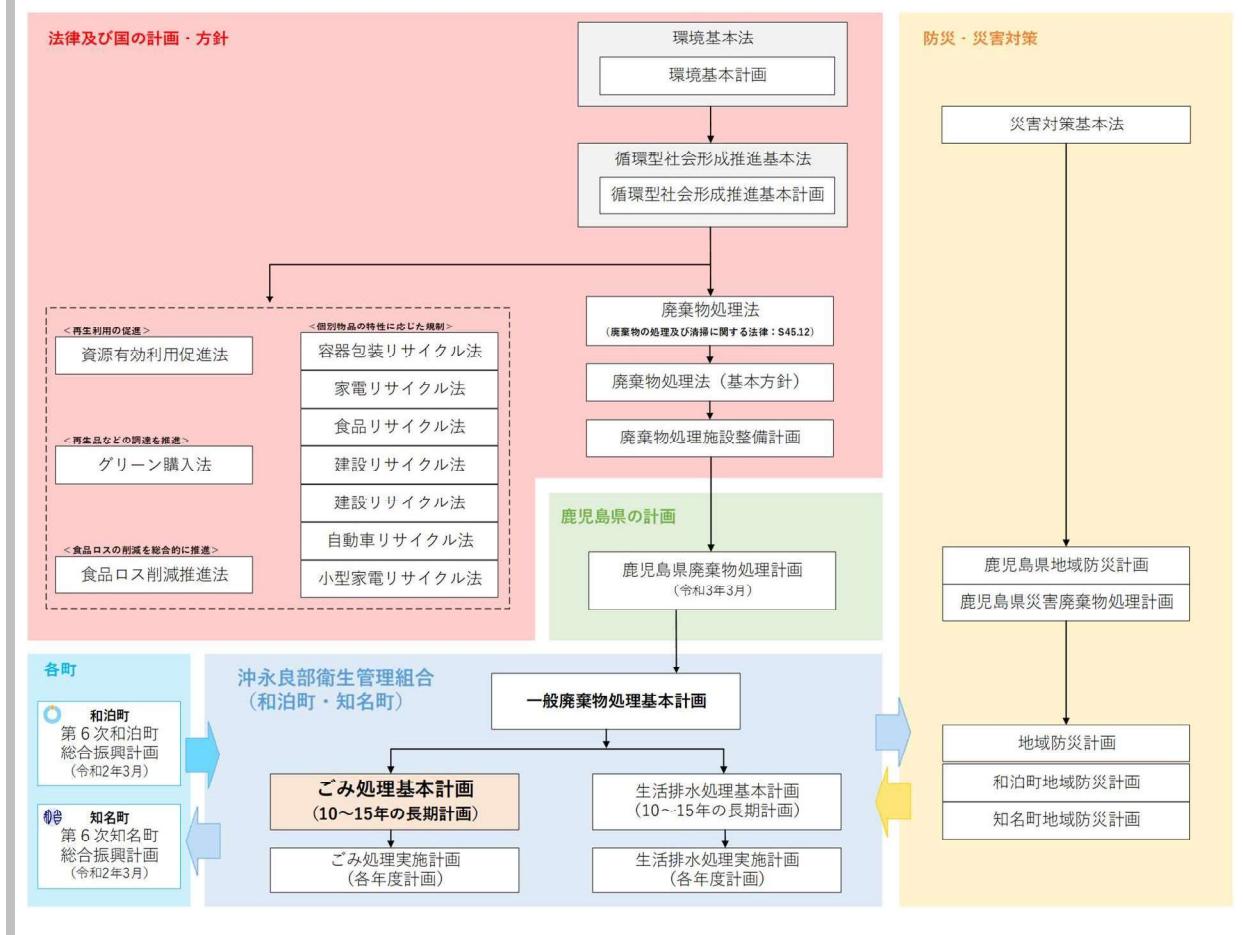
出典：「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（外務省）

## 1 – 2 計画の位置づけ

本計画は廃棄物処理法6条第1項に定める「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に基づく計画であり、本圏域の一般廃棄物処理に関する「ごみ処理基本計画」として定めます。

また、本計画は本圏域が長期的・総合的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定め、本圏域の上位計画と整合を図り、策定します。

◆図表 1-2-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ



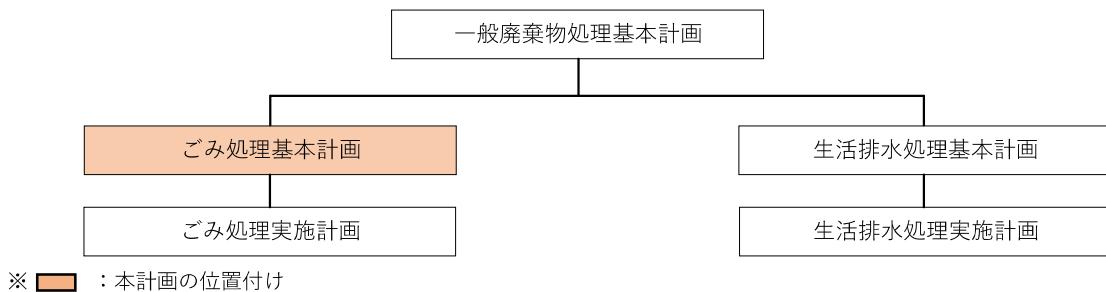
## 1 – 3 計画の構成

### 1 本計画の全体構成

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画「一般廃棄物処理基本計画」と②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画「一般廃棄物処理実施計画」から構成され、それぞれ、ごみに関する部分【ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画】及び生活排水に関する部分【生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画】で構成されています。（廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第一条の三の規定）

本計画は一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理基本計画に位置付けられます。

◆図表 1-3-1 計画の全体構成

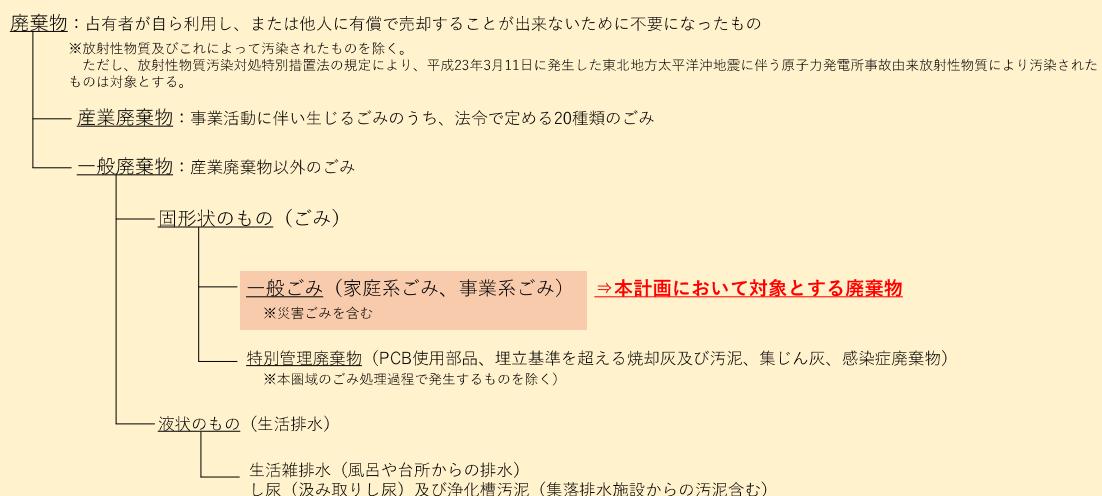


### 2 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は図表1-3-2に示すように、一般廃棄物のうち、固形状のものとします。

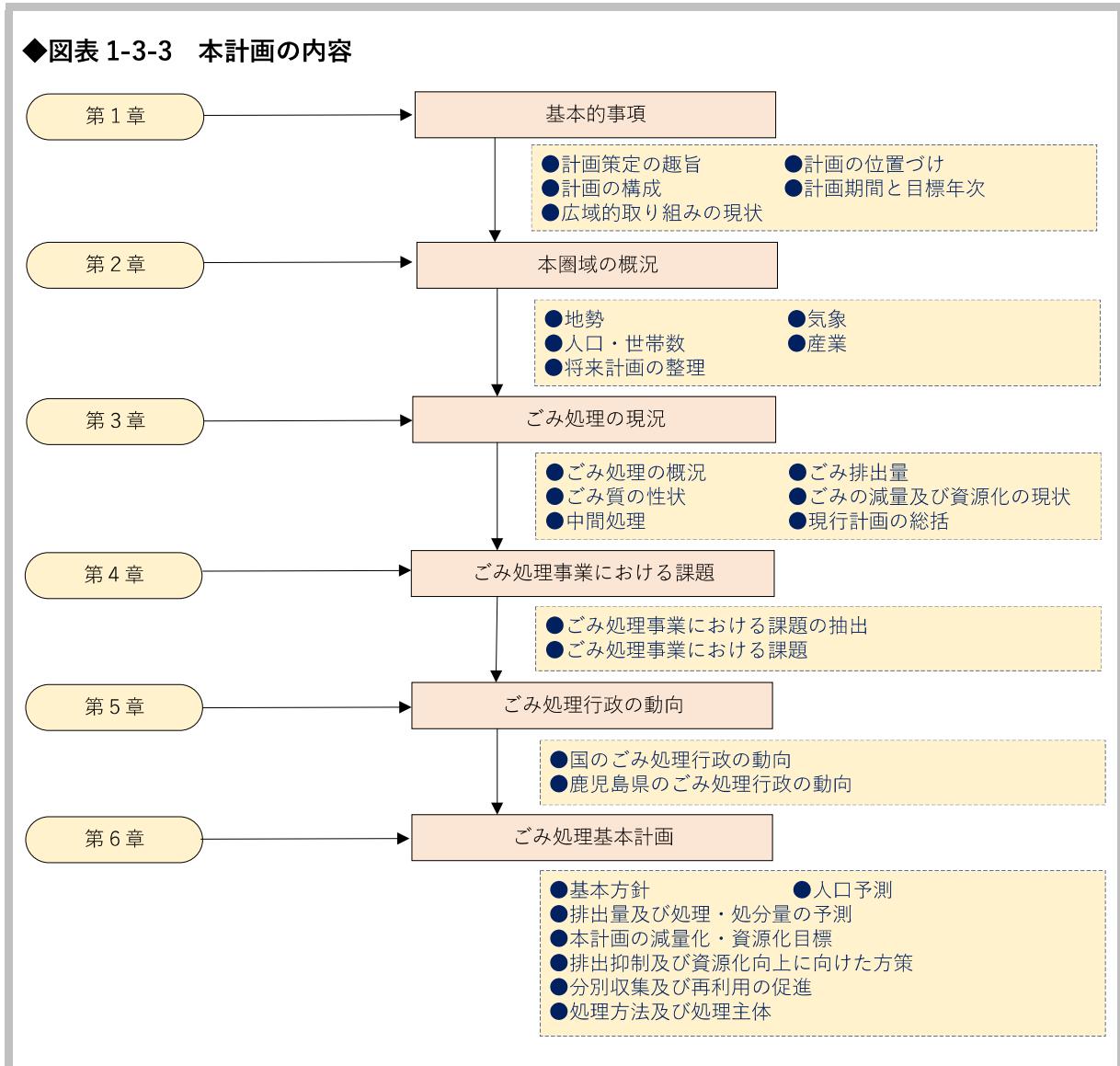
なお、本圏域による処理・処分が困難である特別管理廃棄物（PCB使用部品、埋立基準を超える焼却灰及び汚泥、集じん灰及び感染症廃棄物）は計画対象外とします。

◆図表 1-3-2 計画対象廃棄物



### 3 本計画の内容

本計画は図表1-3-3に示すように、全6章で構成しており、第1章では計画策定の趣旨を含む基本的事項、第2章では本圏域の地勢、気象及び人口・世帯数等の本圏域概況、第3章ではごみ排出量及びごみ質の性状等のごみ処理現況について示しています。次に、第4章では第3章までの本圏域の各種実績値を基にごみ処理事業における課題を抽出し、第5章では国及び鹿児島県におけるごみ処理行政の動向について記載し、第6章ではごみ処理基本計画についての基本方針及び今後の方策を示しています。



## 1－4 計画期間と目標年度

### 1 現行計画及び本計画の計画期間と目標年度

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は概ね10～15年先に設定することとなっており、現行計画では平成30年度を計画初年度、令和9年度を計画目標年度とし、平成30年度～令和9年度までの10年間を計画期間として定めています。

本計画では現行計画期間の中間目標年度にあたる本年度（令和4年度）を計画初年度とし、現行計画の施策及び目標達成状況の評価を行うとともに、各種施策及び目標値等の見直しを行います。

●計画期間：令和4年度から令和9年度までの6年間

●目標年度：令和9年度

◆図表 1-4-1 現行計画と本計画の計画期間と目標年度

項目＼年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
現行計画	策定年度	◆								
	現行計画期間	➡								➡
	計画目標年度									◆
	中間目標年度				◆					
	見直し年度				◆					
本計画	策定年度				◆					
	計画目標年度									◆
	本計画期間				➡					➡

出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成30年3月）

◆図表 1-4-2 関連計画

計画名称	策定年月	計画期間	目標年度
総合振興計画			
第6次和泊町総合振興計画	R2.3	R2～R11	R11
第6次知名町総合振興計画	R2.3	R2～R8	R8

### 2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、一般廃棄物処理計画策定・改定（Plan）、処理計画に基づく施策の実施（Do）、処理計画の評価（Check）、必要に応じて、基本計画及び実施計画の見直し（Act）のPDCAサイクルの概念を導入します。

ごみ減量等目標値を達成していくために、PDCAサイクルに積極的に取り組むとともに、取り組みの状況や目標値の達成等を定期的に把握・評価し、施策の改善を行っていくことが重要となります。

なお、本計画に導入するPDCAサイクルについては、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）」に示された「一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直し」を基本として計画の進行管理を行います。

計画の進行管理の内容を図表1-4-3に、PDCAサイクルのイメージを図表1-4-4に示します。

◆図表 1-4-3 計画の進行管理

項目	内容
Plan (計画の策定)	廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画を策定する。 策定した基本計画は、住民や事業者等へ情報提供し、広く周知していく。
Do (施策の実行)	基本計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬・処理（再生含む）・処分していく。
Check (評価)	一般廃棄物処理システムの改善・進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価していく。
Act (改善)	単年度単位での課題事項については、その都度改善を行っていく。 なお、本計画は概ね10年ごと及び中間年度、若しくは計画策定の前提となる諸条件に大きな変動がある際に見直しを行う。

出典：「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）（平成28年9月）

◆図表 1-4-4 PDCA サイクル



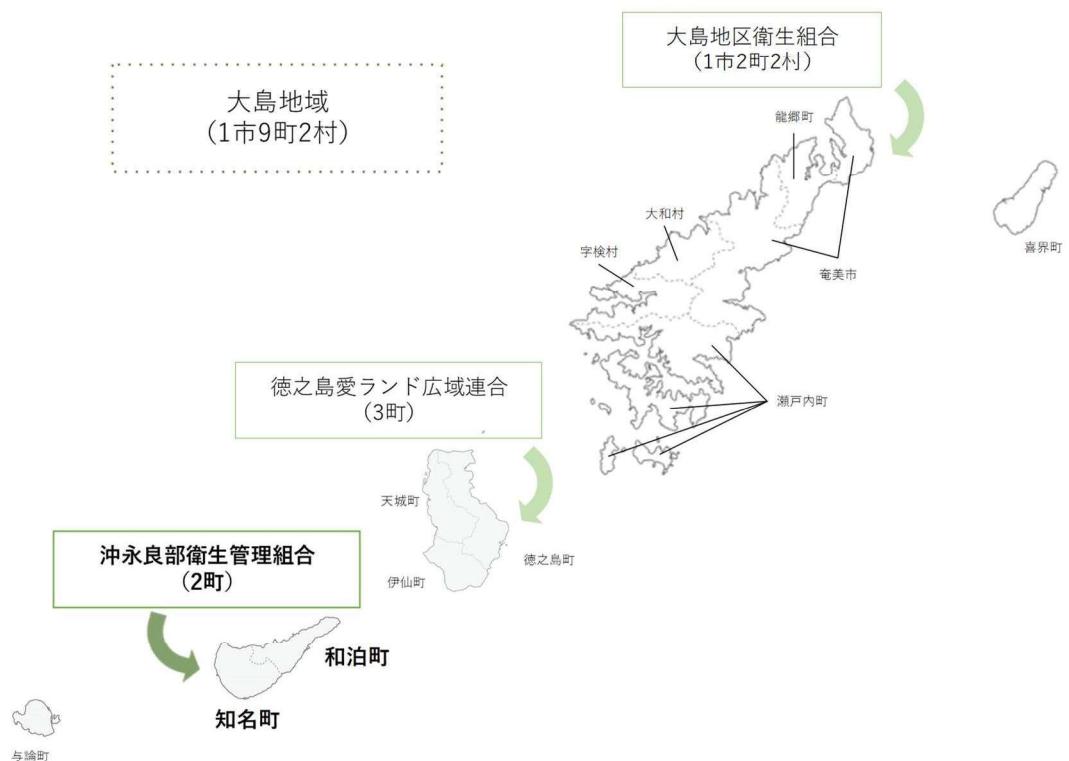
出典：「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）（平成28年9月）

## 1-5 ごみ処理広域化における取り組みの現状

本圏域は「鹿児島県廃棄物処理計画」（令和3年3月）において、「大島地域」に属しております。大島地域では、沖永良部衛生管理組合（2町）、大島地区衛生組合（1市2町2村）、徳之島愛ランド広域連合（3町）、喜界町及び与論町それぞれにおいてごみ処理を行っています。

大島地域におけるごみ処理広域化の現況を図表1-5-1に、大島地域における一部事務組合及び広域連合の市町村構成を図表1-5-2に示します。

◆図表 1-5-1 大島地域におけるごみ処理広域化の現況



出典：地図・路線図職工所ホームページ

◆図表 1-5-2 大島地域における一部事務組合及び広域連合の市町村構成

大島地域	構成	市町村
大島地区衛生組合	1市2町2村	奄美市、瀬戸内町、龍郷町、大和村、字検村
徳之島愛ランド広域連合	3町	徳之島町、天城町、伊仙町
沖永良部衛生管理組合	2町	和泊町、知名町